

# 最新の事業承継税制を踏まえた 事業承継アドバイスのポイント

辻・本郷税理士法人税理士

安積 健

本稿では、平成30年度税制改正により大きく改正された自社の納税猶予制度および平成31年度税制改正により創設される予定の個人版事業承継税制について、その適用要件および実務上の留意点を中心に解説します。なお、個人版事業承継税制については、本稿執筆時点では、平成31年度税制改正大綱の内容を基に記載するため、制度の詳細については、2月以降国会に提出される予定の改正法案、あるいは法案成立後の内容を確認する必要がある点について留意して下さい。

## 一 近年の事業承継税制の動向

### 1 事業承継税制の大幅改正（平成30年度税制改正）

平成21年度税制改正により創設された未上場株式に対する納税猶予制度は、その後、幾多の改正を経ましたが、適用件数はあまり伸びなかったようです。

しかしながら、平成25年度に雇用確保要件、後継者に係る親族内承継要件の廃止など大きな改正があり、その適用が平成27年度以降であったため平成27年度以降、件数は急増しているようです。

他方で、中小企業の経営者の高齢化が進展し、事業承継の問題は、単なる一企業の問題に留

まらず、日本経済全体の問題であるとの認識のもと、円滑な世代交代を集中的に促進するため、平成30年度税制改正では、10年間の時限措置として、抜本的な見直しが行われました。

### 2 個人版事業承継税制の創設

個人事業者は、需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の事業の持続的な発展のため、事業承継の円滑化が必要で

す。また、個人事業者は一般的に資金力が低く、事業承継時の税負担のために事業承継に必要不可欠な事業用資産を売却しな

ければならない事態を防ぐための措置を講ずる必要があります。

法人についてはすでに未上場株式に対する納税猶予制度が措置されています。また、個人についても、事業用宅地に係る小規模宅地の特例がありますが、土地以外の建物や機械装置、器具備品などもあることから、平成31年度税制改正では、個人版の事業承継税制（納税猶予）が創設されます。

## 二 事業承継税制適用の要件・手続

### 1 法人

法人の事業承継税制は、従来

## TOPIC② ABLを再考する

# 1 ABLの概要と実務上のポイント



日本政策投資銀行

**松木 大**

まつき・まこと ●1994年日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行。四国支店、経済企画庁（現内閣府）派遣、事業再生部、ニューヨーク駐在員事務所、株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン出向などを経て現在北海道支店。

金融機関をめぐる状況は日々変化し、金融機関自体、技術の進化等を背景に変化が求められる時代に身を置いているといえます。

本稿では、今後の景気変動により利活用が見込まれるABL（Asset Based Lending：債権譲渡担保および集合動産譲渡担保）について改めて俯瞰していきます。

### 一 近年の金融業界を取り巻く環境

実感なき景気拡大ともいわれるものの、第二次大戦後最長級の景気回復を迎えている日本経済下において、日本の金融機関は、もっぱら、信用力の比較的高い事業会社に対して、無担保での融資を広く展開し、増額を行うべく奔走しています。一方、金額の多寡にかかわらず、潜在的に手間のかかる可能性のある、信用力の面で相対的に劣る事業会社に対しては、何らかの工夫を施したうえで労力を費やして融資を行うという選択肢

よりも、むしろ、後に発生するリスクを回避するべく、融資を実行しないという傾向にあるものと考えられます。

日本の実質GDPは、前年比プラスで拡大していますが、米国による保護主義に端を発した貿易競争の渦に巻き込まれつつあるなか、英国の欧州連合離脱問題も暗い影を落とし、景気を映す鏡とも言われている鉄のスクラップ価格も徐々に低下してきています。先行きの経済情勢は必ずしも楽観視できるものではありません。

事業会社の経営も、将来的に発生するであろう予測不能のリスクに備えて、厚生施設をはじめとする不稼働資産、非収益資産等の売却を着実に進め、資金化を急ぐとともに、特に、中堅中小企業においては、株主還元策を打つ大企業とは異なり、利益計上分については、内部留保を厚くし、資本蓄積化を優先することが進められてきました。

一方、IT技術の進化により、近い将来、金融機関の簡易

# 法務担当者のための 日本版司法取引入門

## 第1回

### 日本版司法取引とは

霞ヶ関総合法律事務所 弁護士

河津 博史

かわつ・ひろし●1995年早稲田大学法学部卒業、99年弁護士登録（51期、第二東京弁護士会）。青山学院大学法務研究科特任教授、日本弁護士連合会刑事調査室室長、霞ヶ関総合法律事務所パートナー。主な著書として、『刑事法廷弁護技術』（共著）（日本評論社）。

## 一 はじめに

2016年刑事訴訟法改正により、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」制度が創設されました。2018年6月から施行されたこの制度は、「日本版司法取引」とも呼ばれてい

ます。

司法取引は主にアメリカやイギリスで用いられてきた制度であり、ヨーロッパ大陸諸国においても類似した制度が存在します。司法取引には、訴追機関が処分の軽減等の利益を供与することと引き換えに、被疑者・被

告人が自己の犯罪を認めることを合意する「自己負罪型」と、利益の供与と引き換えに、被疑者・被告人が他人の犯罪の捜査や立証に協力することを合意する「捜査・公判協力型」とがあります。諸外国でより多く活用されているのは「自己負罪型」の司法取引ですが、今回の法改正において、その制度の創設は見送られました。

今回創設された日本版司法取引は、「捜査・公判協力型」の司法取引にあたります。

## 二 日本版司法取引の 制度化の目的と経緯

今回の法改正の立案担当者は、「組織的な犯罪等においては、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明が求められるところ、その解明は、犯罪の実行者など組織内部の者から供述等を得なければ困難である場合が多いのが実情」であるが、「これまで、そのような供述等を得るための主な手法は取調べのみであって、他に有効な手法が存し

### — 目次 —

- 1 日本版司法取引とは（本号）
- 2 対象となる犯罪
- 3 司法取引の対象・仕組み
- 4 司法取引成立までの流れ
- 5 事件が発生した場合の対応のポイント（上）
- 6 事件が発生した場合の対応のポイント（下）

なかったことから、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明を図るためには、取調べに依存せざるを得ない面」があったという認識を示したうえで、日本版司法取引は、「証拠収集に占める取調べの比重を低下させるための手法として導入されるもの」であると解説しています（注1）。

「証拠収集に占める取調べの比重を低下させる」ことが求められるようになった経緯は、